

第1章 指針のあらまし

1 指針の構成

本指針の構成は、図 1.1.1 のとおりです。

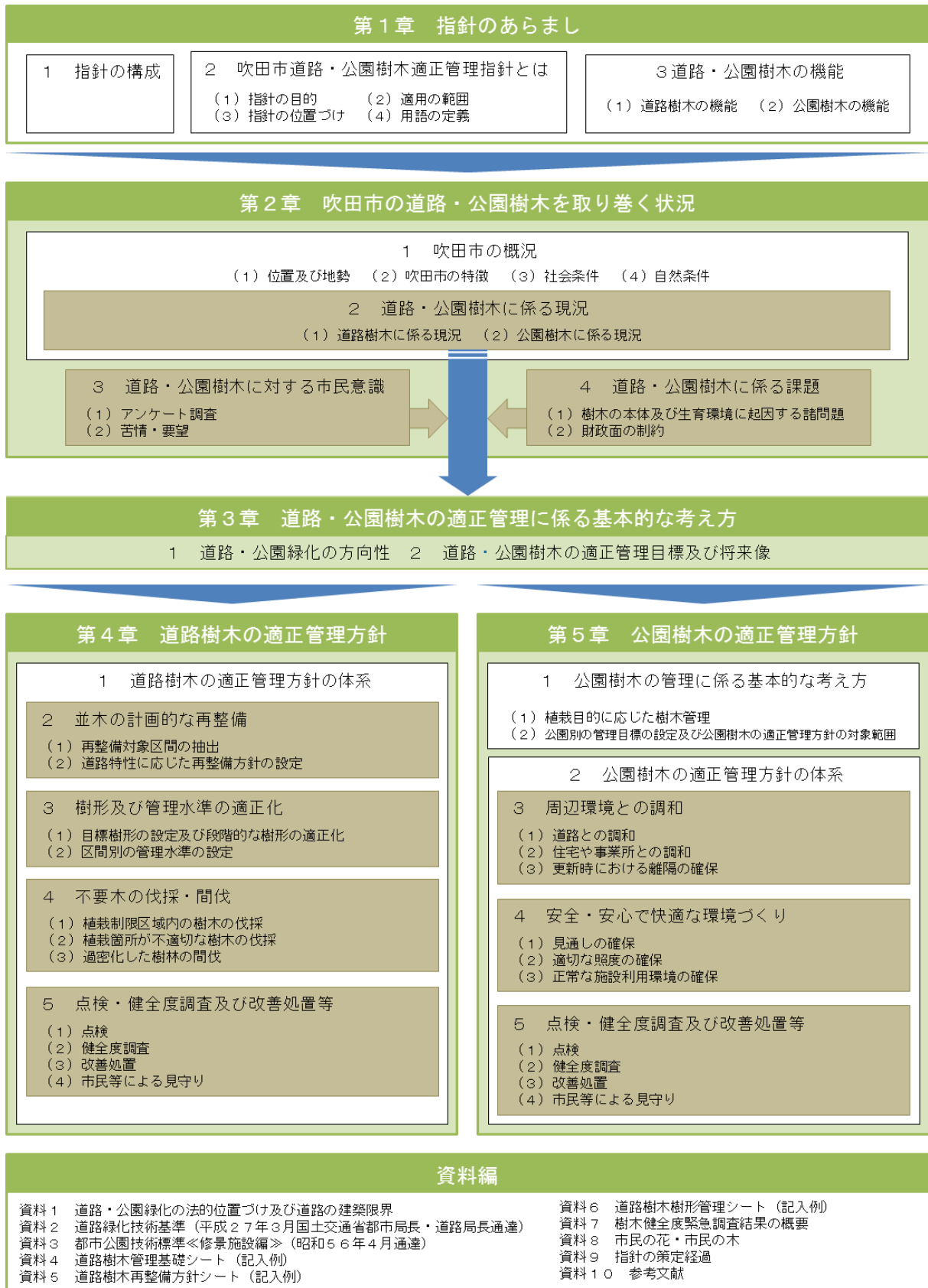


図 1.1.1 指針の構成

2 吹田市道路・公園樹木適正管理指針とは

(1)指針の目的

本指針は、道路植栽又は公園植栽のうち高木及び中木（以下「道路・公園樹木」という。）の管理に係る方針を定めることにより、その適正な管理に寄与し、もって、吹田市のブランドの一つである豊かなみどり環境の充実を図ることを目的とします。

(2)適用の範囲

本指針は、吹田市が管理する道路において道路樹木を管理する場合、並びに吹田市が管理する公園（都市公園、遊園、緑地、緑道をいう。以下同じ。）において公園樹木を管理する場合に適用します。

(3)指針の位置づけ

本指針の位置づけは、吹田市が管理する道路又は公園における道路・公園樹木の管理方針です。内容は、みどりの保護及び育成に関する条例の理念を反映するとともに、道路法施行条例と都市公園法施行条例に適合したものとなっています。また、国の技術的な助言である道路緑化技術基準や都市公園技術基準を参考にしたものとなっています。

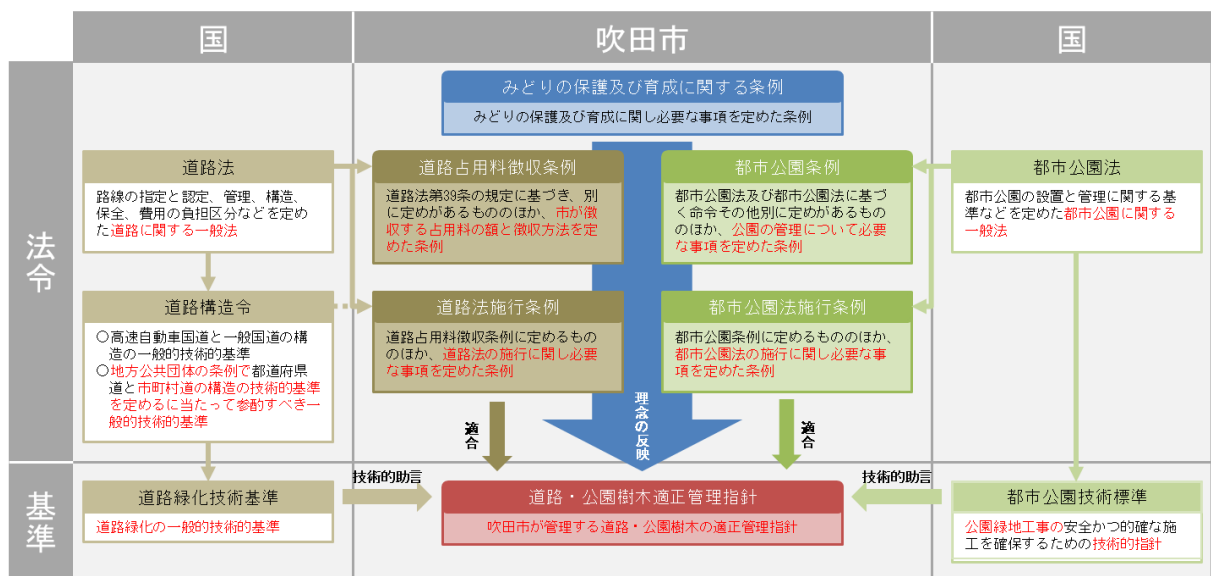


図 1.2.1 指針の位置づけ

(4)用語の定義

本指針で用いる用語を表 1.2.1 のとおり定義します。

表 1.2.1 用語の定義

道路・公園緑化	道路又は公園において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。
道路・公園植栽	道路又は公園において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。
高木	道路・公園植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。
中・低木	道路・公園植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。
地被植物	道路・公園植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。
草花	道路・公園植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、地被植物を除く。
植栽地	道路又は公園において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。
植樹帯	専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分を用いる。
植樹柵	主として高木を植栽するために、歩道、自転車道、自転車歩行者道、園路等の一部に縁石等で区画して設けられる植栽地をいう。
分離帯	車線の往復交通の分離や反対側の沿道との景観の繋がり等を確保するために設けられる帯状の車道部分を用いる。
環境施設帯	植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路部分を用いる。
植栽基盤	植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

表 1.2.2 道路・公園緑化の用語例

道路・公園植栽	植栽基盤
	
植栽地	
	

3 道路・公園樹木の機能

(1) 道路樹木の機能

道路樹木には、表 1.3.1 のような機能があります。






表 1.3.1 道路樹木の機能

名称	内容	イメージ例
景観向上機能	道路緑化に特有の機能であり、①修景、②景観統合・調和、③遮蔽、④地域への愛着醸成に分類される諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図ります。	
環境保全機能	保全環境として、①沿道住民が生活の場となる生活環境、②道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境、③地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境に分類され、各環境に求められる保全に寄与します。	
(休憩・休息・快適空間の提供) 緑陰形成機能	樹木の樹冠が上空を覆う、いわゆるキャノピー（天蓋）効果によって緑陰を形成し、寒暖や乾湿等の変化を緩和し、道路利用者に通時時の他にも休息や休憩等の快適な空間を提供します。	
交通安全機能	道路施設としては最も直接的な機能であり、①遮光、②視線誘導、③交通分離、④指標、⑤衝撃緩和に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与します。	
防災機能	異常気象時等において、①道路周辺からの飛砂や吹雪等による交通障害を防ぐとともに、②道路が風雨等に浸食されることを防止します。また、地震等の災害発生時に、直接的ではありませんが、間接的に③火災延焼や④建物崩壊を防止する機能を有します。	

(2)公園樹木の機能

公園樹木には、表 1.3.2 のような機能があります。

表 1.3.2 公園樹木の機能

	名称	内容	イメージ例
物理的機能	遮光機能	不快な眩光や反射光を防ぎます。	 <p>遮光機能</p>
	騒音低減機能	音源から受音点までの距離を離すこと及び樹木自体により騒音が減衰します。	
	大気浄化機能・ 温暖化防止機能	粉塵の捕捉、二酸化炭素等の吸収、蒸散、酸素の発生など、大気浄化及び温暖化防止に効果があります。	 <p>土壌浸食防止機能</p>
	防災機能 (防砂・防火等)	火災時に防火帯の役目を果たし、延焼を防ぎます。	
	土壌浸食防止機能	切盛りにより土壌表面が露出して侵食の恐れのあるり面を保護し、長期的な安定をもたらします。	
	微気象調節機能 (気温・防風等)	都市内の樹林は、周辺市街地の高い気温を緩和する働きがあります。また、風害、潮害、雪害の防止に効果があります。	
	空間区画機能	静寂を保つべき場所を喧噪から隔離します。また、園路とゾーンの間等を区分するほか、園路を形成し、人や車を誘導したり、交通を制御します。	
視覚的・ 心理的機能	景観構成	景観の一部を構成し、空間の美しさを向上させます。	 <p>景観構成機能</p>
	騒音感低減機能	騒音源を視覚的に遮へいすることにより、心理的な作用が働き、騒音を実際よりも小さく感じさせます。	
	冷涼感増進機能	街中の樹木は、涼しさの感覚を高めます。	 <p>プライバシー確保機能</p>
	プライバシー確保機能	ある特定の区域をある特定の利用目的のために、その周辺から完全に遮断します。	
	遮へい機能	醜悪あるいは不快な印象を与える工作物、人々の目に触れさせたくない土地等を見透かせないようにします。	
その他の機能	記念樹、 ランドマーク、 文化的象徴機能	記念樹やランドマークとして、あるいはその土地の歴史、文化、自然等を象徴するものとして植えられます。	 <p>ランドマーク機能</p>
	遊戯機能・ 休息機能	木登り等の子どもの遊びに利用されたり、木陰で座る等の休息の場として利用されます。	
	教材機能・ 見本機能	義務教育課程で積極的に実施されている環境教育の教材や見本となります。	 <p>遊戯機能</p>
	生態系構成機能	植物は食物連鎖の基本となる生産者であり、光合成により生産した生産物があらゆる動物の生存を支えています。植物の枯死体は土に帰り、植物自身への養分の供給源となります。	